

4 介護報酬について

☆ 算定にあたっては、告示等に示されている算定要件を満たしていることが必要です。

(算定要件については、国から通知やQ&Aが多数示されているので、インターネット等で確認してください。)

算定要件を満たさないまま報酬を請求していた場合は、遡って返還する必要があります。

	基準	解釈通知
居宅サービス	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) (平成12年老企第36号)
予防サービス	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
地域区分	厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成12年厚生省告示第22号)	

○ 算定上における端数処理について

(居宅サービス単位数表に関する通則事項：平成12年3月1日老企第36号)

① 単位数算定の際の端数処理について

単位数の端数処理については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(例1) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の25%を加算

$$387 \times 1.25 = 483.75 \Rightarrow 484 \text{ 単位}$$

・この事業所が特定事業所加算(Ⅳ)を算定している場合、所定単位数の3%を加算

$$484 \times 1.03 = 498.52 \Rightarrow 499 \text{ 単位}$$

* $387 \times 1.25 \times 1.03 = 498.2625$ として四捨五入するのではない。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一元未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合(地域区分は1級地)

$$499 \text{ 単位} \times 8 \text{ 回} = 3,992 \text{ 単位}$$

$$3,992 \text{ 単位} \times 11.40 \text{ 円/単位} = 45,508.80 \text{ 円} \Rightarrow 45,508 \text{ 円}$$

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- ① 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② 人員基準欠如についての具体的取扱いは、次のとおりとする。
 - イ 看護職員の数は、1 月間の職員数の平均を用いる。この場合、1 月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日で除して得た数とする。
 - ロ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務時間数（サービス提供時間数に関する具体的な取扱いは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企 25）第三の六の 1（1）を参照すること。）を用いる。この場合、1 月間の勤務延時間数は、配置された職員の 1 月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。
 - ハ 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

（看護員の算定式）

サービス提供日に配置された延べ人数 ÷ サービス提供日数 < 0.9

（介護職員の算定式）

当該月に配置された職員の勤務延べ時間数 ÷ 当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数 < 0.9

- 二 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（看護職員の算定式：略）（介護職員の算定式：略）

- ③ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。

★ 「当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている場合」においても、減算規定があります。

※通所介護（平成 12 年老企第 36 号 第 2 の 7（22））

※通所リハビリテーション（平成 12 年老企第 36 号 第 2 の 8（9））

5 各種届出等について

(別冊「申請書等の記載例」参照)

(1) 変更届

変更の事由が生じてから10日以内に届け出なければなりません。

届出が必要な事項は次のとおり。「法人情報に関する変更」と「事業所情報に関する変更」については、該当の事由が発生した場合、それぞれ必要になります。

◆ 法人情報に関する変更内容

・法人の名称
・法人住所等の変更（電話番号・FAX 番号）
・法人代表者の変更
・登記事項証明又は条例の変更 (当該指定事業目的の記載に関するものに限る。)

◆ 事業所情報に関する主な変更内容

設備	・事業所の名称
	・事業所の住所、電話番号・FAX 番号
	・事業所の建物の構造・専用区画
人員	・管理者の氏名及び住所
	・サービス提供責任者の氏名及び住所
運営	・運営規程 営業日・営業時間の変更 従業者数の変更 サービスの内容・提供方法の変更 利用料の変更 事業実施地域の変更 その他
	・協力医療機関の変更（短期入所生活介護・訪問入浴介護）
	・定員の変更
	・用具貸与に関する用具の消毒・保管方法の変更（福祉用具貸与）

(2) 廃止・休止・再開届

① 廃止届、休止届

廃止又は休止の日の1月前までに届出

事業を廃止、休止する場合には利用者が別の事業所等でサービス提供を継続して受けられるよう措置しなければなりません。届出の際、利用者の移行リスト（任意様式）を提出する必要があります。

なお、廃止・休止に際し、利用者へ適切な便宜（サービス提供が欠けないよう、適切な処置をとること）を図らなかった場合には、勧告・命令の行政措置が行われます。

② 再開届

再開日から10日以内に届出

再開時において、届出が必要な事項に変更が生じた場合、変更届も合わせて提出すること。

(3) 加算届(介護給付費に関する届出)

- ① 訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・訪問看護・訪問リハ・通所リハ(介護予防含む)
⇒ 毎月15日までに届出られたものは、翌月1日より適用開始
- ※ 定期巡回・随時対応型サービス連携の体制の届出については、この期日にかかわらず、届出を受理した後に利用者が訪問看護の利用を開始した日から算定可能。
- ※ 緊急時訪問看護加算については、この期日にかかわらず、届出を受理してから算定可能。(この場合、適用開始日は届出日を記入)
- ② 短期入所生活介護
⇒ 届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から適用開始。
- ③ 加算の取下げ、減算の場合は、上記提出期限に関わらず、その状態になった時点で速やかに届け出ること。
加算の算定要件を満たさなくなった場合は、直ちに取下げの届出が必要です。

(4) 届出上の注意事項

- ① 届出書類は、提出用と事業所保管用の2部を作成し、收受印を押印したものを(控)として、事業所において必ず保存管理してください。
郵送の場合は、届出書のコピーと返信用封筒(切手貼付)を同封して送付してください。
- ② 期限を過ぎて提出された場合(書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む)で、要件を満たしていることが確認されたものは翌々月からの算定となりますので、十分に御注意ください。

注1) 担当部署へ到達した日をもって届出日になりますので、郵送の場合は余裕をもって提出してください。

注2) 15日又は1日が休日の場合、翌営業日が提出期限となります。

👉 届出先

届出先：公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部介護事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階

電話 03-3344-8517

(5) 他法の届出

① 生活保護法のみなし指定について

平成26年7月より、介護保険法上の指定・許可を受けた事業所は、生活保護法上の指定介護機関の指定があったものとする、みなし規程が導入されました。みなし指定に伴う生活保護の公費の請求方法等について、東京都福祉局 生活福祉部 保護課より指定月上旬に案内文書を送付いたしますので、ご覧ください。

[問合せ先]

生活保護法

生活福祉部保護課介護担当

03-5320-4059

② 障害者総合支援法

障害者総合支援法の適用を受ける人に対してサービスを提供する場合は、別に指定が必要となります。下記にご確認ください。

[問合せ先]

障害者総合支援法

東京都福祉保健財団

事業者支援部

障害福祉事業者指定室

03-6302-0257

6 その他関係通知

(1) 会計に関する通知等

- ア 「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)
- イ 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号)(最終改正:平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 2 号)
- ウ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」
(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号)〔資料 1〕

(2) 日常生活費の取扱い

- ア 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号(厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
(最終改正:平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331002 号・老振発第 0331002 号・老老発第 0331015 号)
- イ 「「その他の日常生活費」に係る Q&A」
(平成 12 年 3 月 31 日付事務連絡(厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室))
- ウ 「入所者等から支払を受けることができる利用料等について」(通知)
(平成 23 年 3 月 11 日付 22 福保高施第 2016 号・22 福保高介第 1546 号)〔資料 8〕

(3) 医療費控除に関する通知

- 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除等の取扱いについて」
平成12年6月1日老発第509号(最終改正:平成25年1月25日付事務連絡)〔資料 2〕
- 「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」
平成12年11月16日老振発第73号(厚生省老人保健福祉局振興課長通知)
(最終改正:平成18年12月 1 日付事務連絡(厚生省老健局総務課企画法令係))
- 「介護保険制度下での訪問介護等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」
平成25年1月25日付事務連絡(厚生労働省老健局総務課企画法令係)
- ※具体的な取扱いについては所轄の税務署に確認のこと。

(4) 感染症等に関する情報

- 東京都保健医療局感染症対策課ホームページ
(<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/index.html>)
又は最寄りの保健所に確認

(5) 介護給付費請求書等の保管について

- 平成 13 年 9 月 19 日付事務連絡(厚生労働省老健局介護保険課・老人保険課)
(最終改正:平成 27 年 4 月 1 日)〔資料 3〕

(6) 通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について

生活相談員の資格要件は、「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められるもの」と規定されております。

「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」

- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉主事（3 科目主事）
- ・ 精神保健福祉士

＊「これと同等以上の能力を有すると認められるもの」の具体的な内容については以下の通知をご確認ください。

「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」

平成 28 年 9 月 15 日 28 福保高介第 875 号

（東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）〔資料 9〕

(7) 介護保険法の施行に伴う消費税の取扱いについて

平成 12 年 8 月 9 日事務連絡

（厚生省老人保健福祉局介護保険課・計画課・振興課・老人保険課）〔資料 4〕

(8) マイナンバー制度関係

東京都福祉局ホームページ

東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞指定後の届出・手続き・通知等＞0 全サービス共通＞マイナンバー制度関係

（https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/mynumber.html）

参 考 資 料

I 関係通知等

（共通）

- 資料 1 介護保険の給付対象事業における会計の区分について
- 資料 2 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて
- 資料 3 介護給付費請求書等の保管について
- 資料 4 介護保険法の施行に伴う消費税の取扱いについて
介護保険法の施行に伴う消費税の取扱いについて一部改正について
- 資料 5 運営基準等に係るQ & Aについて
(常勤換算方法により算定される従業者の休暇の取扱い)
- 資料 6 生活保護の受給者に対するサービス提供について

（通所介護・短期入所生活介護関係）

- 資料 7 入所者等から支払を受けることができる利用料等について
- 資料 8 通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について

II その他

- 資料 9 東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 資料 10 社会保険（厚生年金保険・健康保険）への加入手続はお済みですか？
- 資料 11 介護現場におけるハラスメント対策について
- 資料 12 介護報酬改定の概要、感染症や災害への対応力向上、事業者が整備すべき体制について
- 資料 13 新型コロナウイルス等感染症関連情報について
- 資料 14 介護現場における感染対策の手引き等について
- 資料 15 感染対策普及リーフレット

III 東京都福祉局内ホームページ「東京都介護サービス情報」のご案内